

日本脊椎脊髄病学会 学術集会規程

平成25年7月12日改訂

平成30年4月11日改訂

(総則)

第1条 この規則は、当法人が開催する学術集会の運営等に関する事項について定める。

(名称)

第2条 当法人は、定款第4条第1号の定めに従い、原則として毎年1回、学術集会を開催する。

学術集会は、「日本脊椎脊髄病学会 学術集会」と称する。

(機関)

第3条 学術集会には、会長、次期会長及び次々期会長、次々々期会長、次々々々期会長（以下をまとめて「会長ならびに会長予定者」という。）を置く。

会長は、この規則に定めるところに従って学術集会の開催及び運営に関する事項を決定するほか、開催された学術集会を主宰する。

会長は、学術集会プログラム検討委員会提案に沿って、自らが主宰する学術集会を成功に導き、当法人が学術集会の開催を通じて脊椎脊髄疾患に関する研究の発展に寄与することができるように努めなければならない。

会長の任期は、自らが主宰する前年の学術集会が終了した時から、自らが主宰する学術集会が終了した時までとする。

会長の任期が満了したときは、次期会長が当然に会長に就任する。

次期会長が会長に就任したときは、次々期会長が当然に次期会長に就任する。

以下他の会長予定者も順次当然に繰り上がり、就任する。

(会長等代行者の選任等)

第4条 会長ならびに会長予定者に事故があったときは、理事長は、理事会の承認を得たうえで、会長ならびに会長予定者を代行する者（以下「会長等代行者」という。）を選任するか、評議員会を招集して新たに会長ならびに会長予定者を選任するかを決定するものとする。

前項に定める決定を行ったときは、理事長は、その内容をその後最初に開催される評議員会に報告しなければならない。

会長等代行者は、会長ならびに会長予定者に代わって、この規則に定める会長ならびに会長予定者の権限を行使する。

(学術集会の開催)

第5条 会長は、自らが主宰する学術集会について、4年6か月前までに次の各事項についての案を学会事務局に提出しなければならない。

1. 学術集会の日時及び開催候補地

2. 担当コンベンション候補について、複数のコンベンション候補からの開催予算書・見積書
3. 学術集会のテーマがあるときは、当該事項
4. 学術集会において発表の機会を与える事項の内容
5. 学術集会において発表の機会を与える者及びそのための条件
6. 学術集会に参加することができる者を限定するときは、その参加資格
7. その他、学術集会の開催にあたって必要となる一切の事項

前項 1,2 については、本学会財務委員会で内容を検討し、業務執行理事会の議を経て、開催 4 年 6 か月前の定例理事会で決定する。前項 3-7 に定める事項については、開催 4 年 6 か月前の定例理事会で決定する。

前項に定める理事会の承認を得たときは、会長は、遅滞なく、会員に対し、適当な方法で、第 1 項に掲げる事項を通知するものとする。

第 1 項に掲げる事項を決定するにあたっては、会長は、自らが主宰する学術集会の開催が脊椎脊髄疾患に関する研究の発展に寄与することができるよう、配慮しなければならない。

次に掲げる場合を除いて、会員でない者には学術集会における発表の機会を与えないものとする。

1. 会長が脊椎脊髄疾患に関する研究の発展に寄与するものと認めて特別に許可した場合
2. 会員と共同で発表する場合

会員でない者は、会長が脊椎脊髄疾患に関する研究の発展に寄与するものと認めて特別に許可した場合を除いて、学術集会に出席することはできない。

前項に基づいて学術集会に出席する会員でない者は、所定の学術集会の参加料を支払わなければならないほか、会長が定める条件ないし指示に従わなければならない。

(選挙及び選挙管理委員会)

第 6 条 5 年後の会長は、評議員の投票による選挙の決議によって選出する。

会長予定者が欠けたときは理事会の承認を得たうえで、前項と同様とする。

前2項に定める選挙(以下「学術集会会長等選挙」という)の事務を取り扱うため、理事会は毎年5年後の会長選挙公示前にその決議により学術集会会長等選挙管理委員会(以下単に「選挙管理委員会」という。)を置く。

選挙管理委員会は、学術集会会長等選挙に関する事務を管理する。

選挙管理委員会の委員は、庶務担当理事ならびに監事1名、その他2名とする。

庶務担当理事は選挙管理委員会委員長となり、庶務担当理事以外の3名は、理事長が任命する。任期は1年とし、再任を妨げない。

学術集会会長等選挙は、選挙管理委員会が定める日時および場所において、評議員会とは別に行う。

選挙の日が属する年(以下「選挙年」という。)の4月1日の時点で評議員の地位にあったもので、かつ、選挙の日にその地位にあるものは、学術集会会長等

選挙の選挙権を有する。当該評議員のうち、前項の日時及び場所に参集したもののだけが、投票することができる。

(会長ならびに会長予定者の資格)

第7条 評議員であり、かつ、選任される日が属する年の4月1日の時点で60歳未満である者は、5年後の会長に選任されることができる。

会長が任期中に65歳を超えても、当該任期の末日までは、当該会長はその地位にとどまることができる。

(会長等の選挙の公示)

第8条 会長、次期会長または次々期会長の選出しようとするときは、選挙管理委員会は、選任年の前年9月30日(ただし、それが困難な事情があるときは選挙の日の2か月前)までに、選挙権を有する評議員に対してその旨を適当な方法で通知(告示)するものとする。

(立候補及びその撤回)

第9条 会長等の候補者となろうとする評議員は、選挙年の前年の12月1日から12月20日(ただし、それが困難な事情があるときは、選挙の日の3週間前)までに、選挙管理委員会宛にその旨を申請しなければならない。

前項の申請にあたっては、申請者は、庶務担当理事以外の理事のうち3名以上の者の推薦状を添えて、立候補届その他所定の書類を提出しなければならない。なお、監事は推薦人にはなれない。

第 項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、選挙年の1月31日(ただし、それが困難な事情があるときは選挙の日の1週間前)までに、申請者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

(当選人の決定及び投票)

第10条 学術集会等選挙においては、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし、当選人となるには、全投票数から白票及び無効票を控除した数の過半数の得票がなければならない。

投票は、会長、次期会長または次々期会長毎に、1人1票とする。

投票の方法は、選挙管理委員会がこれを定める。

投票の結果、第1項の定める要件を満たさなかったときは、決選投票を行う。

前項に定める決選投票は、投票の結果得票数の多い候補者上位2人のみ(ただし、候補者が1人であるときは1人)を候補者として扱い、あらためて投票を行う方法による。

(投票の無効)

第11条 投票が次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

1. 所定の用紙その他所定の方法によらないもの
2. 候補者でない者に対するもの

3. 2名以上の者に対するもの
4. 候補者の何人に対して投票したかを確認し難いもの

(会員総会への報告)

第12条 理事長は、会員総会に、選挙管理委員会からの会長等の選挙の結果を報告しなければならない。